

基本計画部会第3ワーキンググループ（第2回） 議事概要

1 日 時 平成 22 年 7 月 22 日（木） 15：00～17：00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 2 階 共用第 3 特別会議室

3 出 席 者

【委員】

廣松委員（座長）、安部委員、山本委員

【審議協力者】

安田聖 一橋大学経済研究所社会科学統計情報研究センター教授

【府省・地方公共団体等】

総務省政策統括官（統計基準担当）、総務省統計局、財務省財務総合政策研究所調査統計部、国税庁長官官房、文部科学省生涯学習政策局、厚生労働省統計情報部、農林水産省統計部、経済産業省調査統計部、国土交通省総合政策局、日本銀行調査統計局、東京都統計部、大阪府総務部

【事務局】

乾内閣府大臣官房統計委員会担当室長、若林統計委員会担当室参事官、谷道統計委員会担当室参事官補佐

4 議事次第 （1）各府省ヒアリング等による報告内容の確認

・匿名データ・オーダーメイド集計（二次的利用）、調査票情報の提供について

①二次的利用の開始に向けた検討状況について

②二次的利用の提供実績について

③二次的利用、調査票情報の提供に係る制度・手続について

（2）その他

5 議事概要

ヒアリングに先立ち、事務局から、資料 1、資料 2 に基づき、前回会議で決定されたヒアリング事項及び書面回答事項について説明が行われた。

（1）各府省ヒアリング等による報告内容の確認

①二次的利用の開始に向けた検討状況について

総務省政策統括官室から、資料 3－1 に基づいて説明が行われ、それに引き続いて基幹統計調査を所管している総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省から、資料 3－2 に基づき説明が行われた。

その後、委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- ・ ニーズアンケートの結果をみると、匿名データ・オーダーメイド集計といった二次的利用のサービスの開始を「知らなかった」との回答が約四分の三を占めているが、これまでどのようにアナウンスを行ってきたのか。

→ 広報経費の面からは難しいところがあるが、ホームページへの掲載のほか、職員を関係学会等に派遣しチラシの配布を行うなど周知に努めている。また、学会がメールマガジンを発行している場合に、サービスの開始やニーズアンケートを行っている旨を掲載していただき広報を行っている。更には、各省所管の法人が統計関連の雑誌や業界紙を出している場合に、広報掲載を要請し、幾つかの雑誌で対応していただいた例もある。

● 今後の改善策はあるのか。あるいは広報は従来通りで、浸透していくのを待つのか。

→ 引き続きこうした広報活動を進めていくが、新たな方法があればご指導いただきたい。

→ 研究者からのアンケート結果を見ると、サービスを知ったきっかけは、学会等のメーリングリストよりも研究者の友人を通じて知ることの方が多いようである。今後、学界のネットワークを使って広げていきたい。

また、二次的利用を使った研究成果がそろそろ出てくる頃であり、それをテーマにしたシンポジウムを行っている。また、統計センターのホームページに二次的利用の研究例の紹介コーナーを設置した。サービス開始からまだ1年であり、論文として出てきているものは少ないが、今後、研究例を色々な場で紹介していくことで、学界のネットワークを通じた周知が図られるのではないかと考える。

● オーダーメイド集計の場合もCDの返却が必要なのか。また、オーダーメイド集計について、集計された結果の著作権はどのようになっているのか。

→ CDの返却の必要はない。著作権については、オーダーメイド集計に関するガイドラインにおいて、著作権はオーダーした利用者にあるが、契約の段階で著作権を主張しないという条件での契約締結を推奨している。

● オーダーした側が、自身のホームページ等で、オーダーメイドの結果数値をそのまま掲載することは許されているのか。

→ 学術研究目的等に資するものであれば構わない。例えば、論文のなかでオーダーメイド集計を利用した統計表があって、それをホームページ上に掲載しても構わない。

● 統計法33条の調査票情報の利用について、審査期間はどのように配慮されているのか。利用者からは審査に時間がかかるとの不満の声を聞く。

→ 各省ごとの対応となるが、標準ガイドラインでは、事前相談の期間を入れずに、申出書を受理してから14日以内に審査結果を伝える、としている。

● 審査結果が決まった後に、実際にデータを提供するまでの期間はどうか。

→ ガイドライン上は、提供する旨を伝えた後、原則として14日以内に申出者に対して提供を行うこととなっている。ただ、実際の事情は様々あると思われる。

● 審査結果が決まってから実際にデータが提供されるまでの期間について、実際にどうなっているか検証することは可能か。

→ 提供している各府省の把握状況によるが、期間について政府全体としての数値は把握していない。

→ 提供まで要した期間について統計として把握はしていないが、実感としてはガイドラインのスケジュール内で行っていると思う。

旧統計法の下では、利用申請をいただいた場合、まず調査実施府省における審査があり、次に総務省政策統括官におけるダブルチェックの審査があり、更に官報公示の手続が必要だった為、研究者の方も時間がかかると感じられたと思う。しかし新統計法になり、調査実施府省における審査のみとスピード

アップされており、利用された方からは、「かなり早くなった」との感想を聞いている。

- ニーズアンケートの要望には回答を行っているのか。
→ 対応状況についてホームページに公表している。
- ユーザーアンケートの結果を見ると、調査のロウデータへのニーズが高いが、この要望への対応はどのように考えているのか。
→ 「法３３条の手続きがあり、それを踏まえてご対応ください」との旨回答している。
- ロウデータの提供について、精神としては、今後は問題がなければ緩めるスタンスなのか。
→ 法３３条の運用については、我が国は他国と比較してハードルを下げたものと考えており、動かすつもりはない。匿名データやオーダーメイド集計を拡大していく運用がよいと考えている。
- 利用する変数などについて、事後的に変更することは可能なのか。若干の変更の場合の手続きはどのように行われるのか。研究はあらかじめ全て想定されるものではなく、研究途中での若干の変更が可能であれば研究は行いやすい。
→ 現在のガイドラインでは、最初に内容を決めて申請していただく。変更がある場合は再度申請をしていただくことになる。ただ、オンサイト利用についてもガイドラインでは記載しており、調査実施者の指定する場所及び機器において利用する場合に申請内容を緩和することを規定している。
→ 法３３条の運用は、データを複製したＣＤを研究者にお渡しする。利用場所はセキュリティが確保された場所であるが、外に出ていく為かなり厳格に考えて行っており、変数も最低限のものしか提供しないということで、事前にリストアップしていただいている。研究していく中で、利用したい変数の追加などがあれば申請内容の変更か申請書を出しなおしていただくことになる。その場合の審査はできるだけ迅速に対応させていただいている。
オンサイト利用については、アメリカセンサス局の例では、ビデオ監視が行われている他、利用結果の持ち出しについても厳格なチェックのなかで実施されている。日本でもそういったシステムが整備されれば可能であるが、現状はそこまでものは持っていない。運用面でクリアすべき点もあり、現時点では、関係者とも協力しながら実現に向けて検討しているところ。
- 提供されたデータを利用できる期間はどの程度か。
→ 法３３条に基づく調査票情報の提供についてガイドラインでは１年、匿名データについてガイドラインを踏まえた利用規約では、最大３年。

②二次的利用の提供実績について

平成２１年度に匿名データ・オーダーメイド集計の実績がある総務省、内閣府・財務省（対象調査が共管であり財務省から説明）、文部科学省、厚生労働省、農林水産省から、資料３－３に基づき説明が行われ、それに引き続いて安田教授から参考資料３に基づき説明が行われた。

その後、「③二次的利用、調査票情報の提供に係る制度・手続面について」の内容も含めて委員等との質疑応答が以下のとおり行われた。

- 匿名データについて、大学院生、学部学生の利用に関する点が耳にする最大の関心事。金銭的な負担の問題や、学生への指導の行いやすさの問題がある。二次的利用に関する底辺拡大のためにはクラス

単位の使用が想定されるが、現状では負担がある。運用についてこの分野を育てるための検討をして欲しい。

→ 現状の規定の背景を説明すると、新たなサービスの開始であり、どのような利用があるか判らなかったため、セキュリティの確保の面から利用者の特定が必要であると考えた。料金については、クリアで判り易いものである必要がある。仮にもしも「学生ならばCD1枚を多数で利用できて安価だが、研究者ならばCD1枚につき1人しか利用できないため費用がかかる」となれば、制度として判りにくい面が生じる。

→ 教育向けであれば、レプリカデータの利用も考えられるのではないか。

- 教育用データについては、スワップをかけたデータを個票と定義するのかどうか、あるいは何パーセント以上スワップをかけていれば良い等の見解が出せないか検討して欲しい。現在はロウデータから抜けば個票という定義がされているが検討して欲しい。

- 教育用データについては、技術的な問題も絡むが、匿名データから集計を行った後、その集計表と同じ結果となるようなデータセットを作成することも考えられる。データセットの作成方法は様々考えられる。学会レベルでそのようなデータセット作成の動きがあれば一つの方法であろう。

- 二次的利用のサービスが開始され、色々なご意見があり、まだ道半ばの状況という評価をせざるを得ないが、これから様々な工夫を重ねていくことで、一足飛びとは行かないが、新統計法で二次的利用が認められた理念に近づく形になればと思う。

- 資料3-1のニーズアンケートの資料の中で、ユーザーからの意見として、大学院生の博士論文の執筆には利用できない旨の記述があるが、これは事実誤認か。

→ 事実誤認である。この資料については、ユーザーの意見をそのままの形で紹介させていただいた。

- オーダーメイド集計の利用申請の受付期間がヶ月のものがあるが、今後も受付期間は限られるのか。

→ 業務に支障の無い範囲で提供を行う。本調査は四半期ごとの調査であり、年に4回提供できればよいが、業務をまわしていく上で難しい面がある。年に1回の受付では少ないと感じるところもあり、来年度以降受付期間を拡大することは考えているが、いずれにせよ期間は限らせていただきたい。

→ 今年は提供初年度で、実際にどの程度の業務がまわせるか実務的に判らないため、今年は12月のヶ月を受付期間としている。来年度以降は別途検討したい。

- オーダーメイド集計の対象となっている調査について、調査年は比較的新しいものだが、古い調査年への対象拡大の可能性はあるのか。

→ 古い調査年に遡ることについても、余裕があれば順次取り組みたい。

→ まずは新しい調査年への対応を優先する。平成18年以前への遡りは検討していないが、要望が多ければ検討する。

- 古い調査年への拡大はどの程度過去のものまで対応可能か。また、過去に遡る場合は長期的なトレンドを知りたいニーズもあり、例えば5年おきの調査年に対応することも考えられる。

→ あまりに古い調査年については、電子データが揃っているかという物理的制限もあり得る。また、移行作業に係るリソース的な問題もある。過去の対象年については、より新しい年度から順次と考えていたところではあるが、いただいたご意見も参考にし省内の有識者検討会で検討して対象年を決定していきたい。

→ 要望があれば検討したい。電子データはあると思う。

- 提供期間について、匿名データは3年とのことだが、論文査読のために3年以上の利用が必要になる場合もあると思うが。

→ その場合の手続は延長申請ではなく再申請を行うことになる。

- 二次的利用によってデータ提供を受ける研究者側の責任も考えるべきである。匿名データ・オーダーメイド集計が可能になったのは、統計ユーザーに対する信頼が根本にあり前提となっている。利用者側の要求に伴う責任も考えるべきであろう。利用者側に、学会等の場を通じて利用規定や倫理規定を作成する必要があるという雰囲気を醸成していくことが必要。
- オーダーメイド集計について現時点では学術研究、高等教育目的以外の利用を認めていないが、民間のシンクタンク等からもデータ提供を希望するニーズもある。また匿名データについては、中等教育の教材としての利用なども考えるべき点としてある。提供するデータの質とともに、利用者の範囲の拡大も考えていく必要があるのではないか。

- 利用者からのニーズと、各府省が提供、検討されている調査がマッチしているのか検証が必要。ニーズの高いものを各府省で対応して欲しい。

→ ニーズアンケートは貴重な声であり、ニーズの高い労働力調査、家計調査の匿名データ化を検討している。

- 利用者からの聞く強いニーズとして、研究途中の結果の持ち出しが認められなくても構わないので、海外並に利用申請内容の事後変更が可能となるようオンサイト利用の運用を進めて欲しい。

→ 基本計画にもオンサイト施設の検討の旨が書かれており、各府省とも協力して検討していきたい。

- オンサイト利用については、大学関係者の場合でいえば、入試問題の情報管理と同等の心構え、厳格さを持っていただかなければいけない。

(2) その他

今回の会合は7月27日(火)13時から開催される予定。

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>